

保育料が

半額

になります！

子育て応援！

～保育料負担軽減事業～

令和7年
4月から

第1子
から



◇ 対象者

国見町にお住まいで、お子さんが藤田保育所、
町外の認可保育所等を利用している方

◇ 手続き

不要

★保育料算定の流れ

階層別保育料

各月初日の児童の属する階層区分		保育料（月額） 単位：円	
階層	定義	保育標準時間	短時間
第1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3-1	市町村民税均等割のみ課税世帯（所得割非課税世帯）	10,000	9,000

STEP
1

家庭ごとの「階層区分」の決定

両親などの課税状況に応じて、
第1～6階層までのいずれかに決定します。

市町村民税の所得割の額にて判定

STEP
2

「保育必要量区分」の決定

就労時間や、その他の保育認定要件
に応じて「標準時間」「短時間」に
分けられます。

(藤田保育所の場合の保育時間)
短時間・・・8:00～16:00
標準時間・・・7:30～18:30

STEP
3

家庭状況に応じた減額措置

STEP1・2によって決定した階層区分毎の保育料
から、家庭状況に応じて、半額などの措置があり
ます。

例) ひとり親、障がいがある方の家庭、など

児童ごとの **保育料** が決定

さらに

“令和7年度子育て応援保育料負担軽減事業”

により

ここから保育料が **半額** になります！



保育料算出例



家族構成

父(会社員)・母(パート勤務)・子ども2人(幼稚園年長・保育所)

①階層区分

父母の市町村民税所得割の合計額=70,000円

⇒第4-3階層

②保育必要量区分

勤務時間

父 8:30~17:15 (月~金)

母 10:00~16:30 (月~金)

⇒「標準時間」認定

⇒階層別保育料 22,000円

③家庭状況に応じた減額措置

下表Aにより

⇒ $22,000 \div 2 = 11,000$ 円

④“子育て応援”保育料負担軽減事業により

$11,000 \div 2 = 5,500$ 円

★家庭状況に応じた減額措置

A.

小学校就学前で教育・保育施設等を利用している児童が同一世帯に2人以上いる場合の保育認定の保育料については、小学校就学前の最年長の児童から順に2子目は階層別保育料に掲げる額の半額、3子目以降は無料です。

B.

第3階層及び第4階層と認定された世帯のうち市町村民税所得割課税額が57,699円以下である世帯では、1子目の年齢にかかわらず、2子目半額、3子目以降無料です。

C.

第3階層及び第4階層と認定された世帯のうち、ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等で、市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯については、階層別保育料にかかわらず、1子目の3歳未満児は3,000円、2子目以降は無料です。